（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第十六条　中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第三章の二　略］	［第一章～第三章の二　同上］
第四章　中間連結株主資本等変動計算書	第四章　［同上］
［第一節・第二節　略］	［第一節・第二節　同上］
第三節　その他の包括利益累計額（第七十四条・第七十五条）	第三節　その他の包括利益累計額（第七十四条・第七十五条）
第三節の二　株式引受権（第七十五条の二）	
［第四節～第七節　略］	［第四節～第七節　同上］
［第五章～第七章　略］	［第五章～第七章　同上］
附則	附則
（純資産の分類）	（純資産の分類）
第四十四条　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。	**第四十四条**　純資産は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。
（株式引受権の表示）	
第四十五条の二の二　連結財務諸表規則第四十三条の二の二の規定は、株式引受権について準用する。	［条を加える。］
（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示）	（中間連結株主資本等変動計算書の区分表示）
第七十二条　中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、株式引受権、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。	**第七十二条**　中間連結株主資本等変動計算書は、株主資本、その他の包括利益累計額、新株予約権及び非支配株主持分に分類して記載しなければならない。
2　［略］	2　［同上］
第三節の二　株式引受権	［節を加える。］
第七十五条の二　株式引受権は、当連結会計年度期首残高、当中間連結会計期間変動額及び当中間連結会計期間末残高に区分して記載しなければならない。	
2　株式引受権の当中間連結会計期間変動額は、一括して記載するものとする。ただし、主な変動事由ごとに記載又は注記することを妨げない。	
様式第四号	**様式第四号**
【中間連結貸借対照表】	【中間連結貸借対照表】
（単位：　円）	（単位：　円）
前連結会計年度　当中間連結会計期間	前連結会計年度　当中間連結会計期間
（　年　月　日）　（　年　月　日）	（　年　月　日）　（　年　月　日）
［略］	［同左］
純資産の部	純資産の部
［略］	［同左］
その他の包括利益累計額	その他の包括利益累計額
［略］	［同左］
その他の包括利益累計額合計　×××　××× 株式引受権　×××　××× ［略］	その他の包括利益累計額合計　×××　××× ［同左］
［略］	［同左］
［略］	［同左］